

表 238 興行場衛生検査

[illegible]

注) 興行場法施行条例に基づき、＜客席＞炭酸ガス含有率は 100 万分の 1,500 以下、浮遊粉じん量は 0.2mg/ m³以下、客席温度は 17 ～ 28℃、相対湿度は 30 ～ 80%、気流は 0.5m/ 秒以下、照度は 150lux 以上、＜ロビー、休憩室、廊下、階段、便所の床面＞照度は 150lux 以上、＜出入口、売店、入場券売場の床面から 85 cm の高さ＞照度は 300lux 以上、＜上演中等客席の床面＞照度は 0.2lux 以上を適とした。

資料：健康安全室

表 239 公眾浴場衛生檢查

	検査施設数	検査延数	浴槽水															入浴者が利用する場所の床面			水素イオン濃度	遊離残留塩素濃度	電気伝導度	水温	一般細菌	温度	照度
			遊離残留塩素濃度			濁度			過マンガン酸カリウム消費量			大腸菌群			レジオネラ属菌			照度									
			総数	適適	不適	総数	適適	不適	総数	適適	不適	総数	適適	不適	総数	適適	不適	総数	適適	不適							
総数	156	1,594	184	110	74	25	25	-	53	44	9	130	125	5	112	105	7	622	621	1	150	2	17	145	130	12	-
川崎	123	1,077	78	16	62	-	-	-	-	-	-	76	72	4	78	73	5	613	613	-	78	-	-	78	76	-	-
幸	4	50	6	5	1	3	3	-	-	5	-	6	6	-	6	6	-	-	-	-	3	-	-	3	6	-	-
中原	8	21	13	10	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	7	1	-	-	-	-	-	-	-
高津	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮前	8	159	20	19	1	17	17	-	17	8	9	17	16	1	17	15	2	1	1	-	17	2	17	17	17	-	-
多摩	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麻生	13	287	67	60	7	5	5	-	31	31	-	31	31	-	11	11	-	-	-	-	52	-	-	47	31	12	-

注) 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例及び公衆浴場法施行細則に基づき、＜浴槽水＞遊離残留塩素濃度は 0.2mg/L 以上・1.0mg/L 未満、濁度は 5 度以下、過マンガン酸カリウム消費量は 25mg/L 以下、大腸菌群は 1 個/mL 以下、レジオネラ属菌は不検出 (10cfu/100mL 未満)、＜原湯、原水、上り用湯、上り用水 (水道水以外)＞濁度は 2 度以下、過マンガン酸カリウム消費量は 10mg/L 以下、水素イオン濃度は 5.8 以上 8.6 以下、＜入浴者が利用する場所の床面＞照度は 30lux 以上を適とした。

資料：健康安全室